

一宮市告示第 330 号

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定により、別紙のとおり令和 7 年度（令和 6 年度分）市民税県民税納税通知書を送達します。

なお、これらの納税通知書は、財務部市民税課で保管しており、申出によりいつでも交付します。

令和 7 年 7 月 8 日

一宮市長                      中 野 正 康

[illegible]